

スリーS安否セキュリティー端末 使用貸借約款

日本社宅サービス株式会社（以下「甲」という。）と契約申込者（以下「乙」という。）とは、スリーS安否セキュリティー端末（型名JK-3501）（以下「本製品」という。）の使用貸借につき、約款に同意し、契約（以下「本契約」という。）が成立することを承諾する。

第1条（定義）

本契約書において、使用する用語の意義は次のとおりとする。

- 1 在室時の安否確認 在宅モード時に一定時間本製品の人感センサーのセンサー感知が認められないこと
- 2 外出時の異常侵入検知 外出モード時に本製品の人感センサーにセンサー感知が認められること
- 3 非常時の連絡 「在室時の安否確認」、「外出時の異常侵入検知」、及び、本製品の非常ボタンが押された場合、本製品使用者があらかじめ登録したメールアドレスに対して所定の連絡がなされること
- 4 状況確認用途 本製品に予定されている「在室時の安否確認」、「外出時の異常侵入検知」及び「非常時の連絡」の各用途

第2条（本契約の成立）

乙が申し込みを行った日から5営業日以内に何らの意思表示をしない場合は、甲は申し込みの内容を承諾したものとする。

第3条（価格及び条件）

- 1 甲は乙に対し本製品を下記の条件にて貸し渡し、乙はこれを借り受ける。
使用期間 本製品の受領後、納品書記載の納品日より2年間とする。
使用料 本製品1台につき 2年間 0円
- 2 乙は本製品が状況確認用途を想定して設計・製造されているものであり、その他の用途に使用されるよう設計・製造されたものではないことを確認する。
- 3 乙は本製品を状況確認用途以外に使用せず、かつ状況確認用途以外の使用を目的とした賃貸をしてはならない。
- 4 甲は、乙が本製品を状況確認用途以外に使用したことにより発生する、乙又は第三者からのいかなる請求又は損害賠償に対しても責任を負わない。

- 5 乙は本製品の使用者に対して、本製品の性能及び状況確認用途等を詳細且つ具体的に伝えなければならない。
- 6 乙が本製品を第三者に賃貸する場合、本契約に基づき乙が負担する義務を第三者に対しても負担させる。

第4条（本製品の納品）

甲乙間の本製品の納品については、甲が別途定めた期日による。

第5条（利用料の支払い）

乙はいずれかの事由が発生した場合には、甲乙間で別途締結する利用契約に基づく利用料の課金を開始することを承諾し、乙は甲に対し利用料を支払う。

- (1) 甲が別途定める利用登録申込書を、乙が提出し甲が受領したとき
- (2) 利用契約の成立後3週間が経過したとき

第6条（乙の義務）

乙は本製品を乙の単独の費用と責任において管理・賃貸するものとし、本製品の日常の点検等、善良な管理者の注意をもって、通常の使用に従って使用する。

第7条（所有権及び危険負担）

- 1 甲は、本製品の甲の所有権を有する旨の標識（以下「本件標識」という。）を本製品に貼付できるものとし、また、乙は、甲から要求があった場合には、本製品に本件標識を貼付しなくてはならない。
- 2 乙は、以下の行為を行ってはならない。
 - ① 本製品に他の動産を付着させること
 - ② 本製品の改造、加工等によりその原状を変更すること
 - ③ 本製品利用の場所を甲の承諾無く移動すること
- 3 本製品に付着した動産の所有権は、無償で甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、本製品に内蔵されているSIMカードについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）の所有物であることを確認する。
- 5 前項の規定にかかわらず、本契約終了後、乙が甲に対しSIMカードを返還しなかったときは、本製品の損害とは別個に乙は甲に対し直ちに違約手数料として3,000円（消費税別途）を支払う。
- 6 甲及び乙は、本製品のソフトウェアに関する著作権は移転しないことを確認する。
- 7 乙は本製品の引き渡しを受けた後、本製品に関する危険を負担する。

第8条（瑕疵担保責任）

- 1 乙が本製品の引き渡しを受けた後、甲が乙から本製品に瑕疵が発見された旨の通知を受けたときは、甲及び乙は当該瑕疵の原因につき速やかに確認を行うものとする。
- 2 前項に基づき甲及び乙による確認の結果、当該瑕疵が本製品に起因するものであると判断された場合には、甲は次の各号のいずれかの方法により当該瑕疵の補修を行うものとする。
 - (1) 当該瑕疵の原因が本製品に搭載されたソフトウェアに起因する場合、甲は当該瑕疵が修復されたソフトウェアを乙に提供し、ドコモが提供する日本国内のFOMA通信サービス（以下「FOMA通信サービス」という。）を利用して更新を行うものとする。この場合の通信料は、甲が負担する。
 - (2) 当該瑕疵の原因が、本製品の回路部分や基盤部分その他のソフトウェア以外の部分の故障に起因する等の場合、又は前項のFOMA通信サービスを利用したソフトウェアの更新が困難な場合、乙が本製品を回収し甲が指定する場所に送付するものとし、かかる回収及び送付に要する費用は甲の負担とする。甲は受領した本製品につき甲の負担において直ちに修理又は交換を行い、乙が指定する場所に送付するものとする。
- 3 前項の定めは本製品の納入後、次の各号に該当し又は次の各号を原因として生じた故障、破損及びその他本製品の機能停止等（以下「故障等」という。）には適用されないものとし、甲及び乙は甲が当該故障等につき責任を負わないことを確認する。
 - (1) 本製品が利用するFOMA通信サービスに関して、当該FOMA通信サービスの通信方式・通信仕様等の変更による機能停止、又はFOMA通信サービスの終了。
 - (2) 甲から乙への本製品の納入後の外的要因（乙からの輸送中又は乙の保管中の外部環境、外部からの衝撃等）に起因する故障等、本製品の取り付け工事時の故障等、又は取り付け後の外部からの衝撃による故障等。
 - (3) 自然災害（落雷・地震・洪水等）、水漏れ及び結露等に起因する故障等。
 - (4) 上記各号の他甲の責めに起因しない故障等。

第9条（本製品の滅失・毀損）

- 1 本製品の引き渡しから返還までの間に、甲の責めに帰すべき事由によらず本製品が滅失又は修繕不能な程度に毀損した場合には、乙が危険を負担するものとし、乙は、甲に対し、損害を賠償する。
- 2 前項の場合、滅失した本製品に関する本契約は終了するものとする。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は2年間とし、本契約の期間満了の2か月前までに文書による本契約終了の申し出がないとき本契約は自動的に1年間更新されるものとしその後も同様とする。

第11条（期間内解約）

乙が前条に定める有効期間内において、本契約の解約を希望する場合、乙は甲に対し甲所定の解約申込書に必要事項を記入の上甲に提出する。甲が解約申込書を受領し、乙が甲に対して本製品及びSIMカードの返還を完了した日をもって本契約の解約が成立する。

第12条（本製品の返還）

- 1 本契約が終了したときは、速やかに乙は甲に対し本製品を返還しなくてはならない。
- 2 本契約の終了後、本製品が7日以内に甲の指定する場所に到着しなかった場合は、乙は、甲に対し、違約金として金20,000円を支払うものとする。
- 3 甲への返還後、本製品を検品し乙の責めに帰すべき不具合があった場合、甲は乙に対し、損害の賠償を請求できる。

第13条（譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは担保の目的に供してはならない。

第14条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・暴動、内乱その他不可抗力の事由により、甲又は乙が本契約に基づく債務の履行ができない場合、甲及び乙は相手方に対して債務不履行の責任を負わないものとする。

第15条（解除）

甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に何らの通知催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされないとき
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき
- (3) その他乙の責めに帰すべき事由により、本契約の継続が困難になったとき

第16条（期限の利益の喪失）

前条に従って本契約が解除されたときは、当然に期限の利益を喪失し乙は、直ちに本契約に基づく未履行の債務の履行を行う。

第17条（反社会的勢力でないことの誓約）

甲及び乙は、相手方に対し次の各号の事項を表明し保証する。

- （1）自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと
- （4）自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第18条（協議事項）

本契約及び本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議のうえ処理解決するものとする。

第19条（合意管轄）

甲及び乙は前条にかかわらず処理解決が図ることができない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

見守りセキュリティサービス基本利用約款

日本社宅サービス株式会社（以下「甲」という。）と契約申込者（以下「乙」という。）は、「見守りセキュリティサービス」（第5条第1項に定めるものであり、以下「本サービス」という。）の利用につき、約款に同意し、契約（以下「本契約」という。）が成立することを承諾する。

<定義>

第1条 本契約において、使用する用語の意義は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 在室時の安否確認 | 在宅モード時に一定時間スリープ安否セキュリティー端末（型名JK-3501）（以下「本製品」という。）の人感センサーのセンサー感知が認められないこと |
| 2 外出時の異常侵入検知 | 外出モード時に本製品の人感センサーにセンサー感知が認められること |
| 3 非常時の連絡 | 「在室時の安否確認」、「外出時の異常侵入検知」、及び、本製品の非常ボタンが押された場合、本製品使用者があらかじめ登録したメールアドレスに対して所定の通知がなされること |
| 4 状況確認用途 | 本製品に予定されている「在室時の安否確認」、「外出時の異常侵入検知」及び「非常時の連絡」の用途 |

<本契約の成立>

第2条 本契約は、乙が甲指定の方法によって必要事項を申告し、甲が承諾した時点から下記の条件にて成立するものとする。

記

利用料	本サービス1件につき <u>月額2,000円</u> （消費税等別途） なお、利用開始月及び利用終了月について、利用期間が1か月に満たない場合にも月額料金の全額を支払うものとする。
支払時期	甲が別途指定するクレジットカードのうち、乙が選択するクレジットカードの契約に基づく期日
支払方法	甲が別途指定するクレジットカードのうち、乙が選択するクレジットカードによる一括支払い

<利用料の支払い等>

第3条

乙はいずれかの事由が発生した場合には利用料の課金が開始することを承諾し、乙は甲に対し利用料を支払う。

- (1) 甲が別途定める利用登録申込書を、乙が提出し甲が受領したとき
 - (2) 本契約の成立後3週間が経過したとき
- 2 甲は経済情勢の変動又はその他の事由により利用料を維持しがたい場合は、利用料を変更できるものとする。
 - 3 乙が利用料の支払いを遅滞した場合、乙は甲に対し利用料に加え、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務を負担する。

<本製品使用者>

第4条 甲が指定する利用登録申込書で、乙が甲に対し届け出た本製品を使用する者のこと。ただし、本製品使用者は、暗証番号の入力等本製品を適正に使用する能力を有する者とする。また乙と本製品使用者が異なる場合、乙は本製品使用者に乙同様の義務を負わせるものとする。なお、見守り者とは、甲が指定する利用登録申込書で、乙が甲に対し届け出た状況確認用途の通知がなされる親族その他第三者のこととする。

<本サービスの内容>

- 第5条 甲は、本製品から発せられる所定の情報をEメールアドレス（本製品使用者1カ所の他、見守り者3カ所まで）に通知するサービスを提供する。
- 2 乙は甲に対し甲が別途定めるオプション料金を支払うことで、送信先Eメールアドレスを甲の定める上限の数まで、任意に追加登録することができる。
 - 3 本サービスは、甲が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）とのFOMA ユビキタス契約に基づき提供するものであり、乙は甲に対しドコモのFOMA サービス利用約款におけるFOMA ユビキタス一般契約者の義務と同様の義務を負うものとする。ただし、FOMA サービス利用約款と本契約とが抵触する場合には本契約が優先する。
 - 4 本サービスは、本製品がドコモの提供するパケット通信サービスが利用可能な場所（以下「利用可能場所」という）に設置される場合に限って提供できるものとする。

<付帯サービス>

第6条 本サービスは以下に定める付帯サービスの利用を選択することが出来るものとし、各付帯サービスに関する価格、業務仕様については別途定める付帯サービス利用契約に定める。

- ・付帯サービス 「警備会社駆付けサービス」

<乙の負担>

第7条 本サービスによる情報を受信するための機器は、乙が準備するものとする。

2 乙は、本サービスにおいて情報を受信するための通信料金等を負担するものとする。

<本サービスの範囲>

第8条 乙は、本サービスは状況確認用途にのみ使用されるものであり、本製品使用者の安全あるいは健康状態の確認、又は本製品使用者において本製品使用者及び見守りに緊急事態の通知を行うものではないことを承諾するものとする。状況確認用途以外の使用によって生じた損害について、甲は乙、本製品使用者及び見守りに対し法的責任その他一切の責を負わない。

<有効期間>

第9条 本契約の有効期間は本契約成立から2年間とする。

2 本契約の期間満了の2か月前までに甲指定の文書による本契約終了の申し出がないとき本契約は自動的に1年間更新される。

<譲渡・移転の禁止>

第10条 乙は、事前の書面による相手方の同意なしに本契約に関する権利、義務を第三者に譲渡又は移転することができない。

<本サービスの停止及び本契約の終了>

第11条 甲の責によらない天災地変や動乱、火災、異常電圧、通信回線の障害や停電等、その他不可抗力により、本サービスを提供することが不可能に至った場合、本サービスを停止または本契約を終了することができる。

<SIMカードの返還>

第12条 SIMカードの返還費用は、乙の負担とする。

<解除>

第13条 甲は、乙が次の事由に該当する場合は、催告を要することなく利用停止、本契約を解除その他必要な是正措置を直ちにとることができる。

- (1) 本契約書の規定に違反したとき
- (2) 利用料の支払いをその期限後1ヶ月以上滞納したとき
- (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき。
- (4) その他乙の責めに帰すべき事由により、契約の継続が困難になったとき

<期間内解約>

第14条 乙が第9条に定める有効期間内において、本契約の解約を希望する場合、乙は甲が指定する解約申込書に必要事項を記入の上甲に提出する。甲が解約申込書を受領し、甲が解約金を受領しかつ乙が本製品及びSIMカードの返還が完了した日をもって本契約の解約が成立するものとする。

- 2 乙は甲に対し、前項の解約に当たり、当初の有効期間2年を経過しないものについては、解約手数料として期間満了までの残期間の月数分の利用料(消費税別途)を支払わなければならない。

<本製品及び本サービスの維持管理>

第15条 乙は本製品使用者に対し、スリーS安否セキュリティー端末取扱説明書等の遵守を義務づけ、かつ日常的に本製品の正常作動を確認させるものとする。

- 2 乙が本製品使用者から本製品の異常の発見連絡を受けた場合、乙は直ちに甲に通知するものとする。

- 3 前項において発見された異常の原因が本製品の故障による場合は、甲の費用負担において本製品を引き取り正常に作動するよう速やかに修理する。その場合の引き取りは、甲指定の方法で甲の負担において行うものとする。但し、乙及び本製品使用者の責めに帰すべき場合は除く。

- 4 前項の事由により本製品が修理または原状回復されるまでの間、本サービスの提供は停止されるものとし、乙は当該期間についても利用料を支払うものとする。

- 5 甲は本サービスの安定的な運用を目的として、専用サーバの点検、保守又は工事などのため必要最小限の範囲で、定期・不定期にかかわらず本サービスを停止できる。

<免責事項>

第16条 通信障害等の甲の責めに帰さない様々な事由により、本サービスが中断又は提供できない場合、あるいは甲が送信した情報に誤謬、脱落等が生じた場合、そのために生じた損害について甲は一切の責任を追わないものとする。

<反社会的勢力でないことの誓約>

第17条 甲及び乙は、相手方に対し次の各号の事項を表明し保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

<個人情報の非開示>

第18条 甲は乙より提供された個人情報については、次の場合を除き本人の同意なしで第三者に公開しないものとする。また、本契約終了後も同様とする。

- (1) 甲のグループ会社及びあらかじめ甲との間で機密保持契約を締結している業務委託先等に必要な限度において開示する場合
- (2) 法的根拠に基づき要求された場合

<届出事項の変更>

第19条 乙が利用登録申込書にて甲に届け出た本製品の設置場所、本製品使用者の氏名、住所、連絡先、その他の届出事項に変更がある場合は、速やかに甲に届け出る。登録事項の登録、変更及び削除に伴う費用については別紙に定めるところによる。

- 2 前項に定める費用については、甲が本製品使用者から乙に代わって弁済を受けることができるものとする。

<その他>

第20条 本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議のうえ処理解決するものとする。

<裁判管轄>

第21条 甲及び乙は、前条にかかわらず処理解決が図ることができない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

付帯サービス利用約款
「スリーS 警備会社駆付けサービス」

日本社宅サービス株式会社（以下「甲」という。）と、契約申込者（以下「乙」という。）は、甲乙間で同意した「見守りセキュリティサービス基本利用約款」（以下「原契約」という。）の第6条に基づき、付帯サービスとして「スリーS 警備会社駆付けサービス」（以下「本サービス」という。）について、約款に同意し、契約（以下「本契約」という。）が成立することを承諾する。

<本契約の成立>

第1条 本契約は、乙が甲指定の利用登録申込書によって必要事項を申告し、甲が承諾した時点から下記の条件によって成立するものとする。

記

利用料	<u>警備会社の出動1回につき8,000円</u> （消費税等別途）
支払時期	甲が別途指定するクレジットカードのうち、乙が選択するクレジットカードの契約に基づく期日
支払方法	甲が別途指定するクレジットカードのうち、乙が選択するクレジットカードによる一括支払い

2 甲は本契約につき乙が指定する利用者に対し、本サービスを提供する。

<利用料の支払い等>

第2条 甲は経済情勢の変動又はその他の事由により利用料を維持しがたい場合は、利用料を変更できる。

2 乙が利用料の支払いを遅滞した場合、乙は甲に対し利用料に加え、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務を負担する。

<利用者>

第3条 乙は甲に対し、本契約に関し、利用者の氏名、住所、連絡先、その他の届出事項及びその他必要事項を甲が指定する利用登録申込書にて届け出る。ただし、利用者は、原契約の第4条に基づく「見守りセキュリティサービス」の本製品使用者と同一の者かつ別紙の「スリーS 警備会社駆付けサービス利用規約」（以下「本件規約」という。）を承諾した者とする。

<本サービスの内容>

第4条 甲は本契約の内容として、以下のサービスを利用者に提供する。

- (1) 利用者又は利用者の許可する第三者からのコールセンターに対し出動要請を行った者（以下「要請者という。」）があった場合に、その電話受付
 - (2) (1) に基づく甲による警備会社スタッフの出動手配
 - (3) 乙、または利用者または居室管理者（管理者としての権限を有するものも含む）による利用者居室の現地確認への警備会社スタッフによる立会い
 - (4) (3) の立会いにおいて異常事態が認められた場合の緊急対応及び警察消防救急への連絡手配
 - (5) 前各号の結果の報告
- 2 利用者は前項に掲げる本サービスの詳細については、あらかじめ甲が乙または利用者に提示している本規約に従うものとする。

<委託>

第5条 乙は、甲が本サービスの全部又は一部を、第三者に対し委託することを承諾する。

- 2 甲は業務委託先を変更できるものとする。

<乙の義務>

第6条 乙は第3条に定める利用登録申込書の情報に変更（新規登録等を含む）が発生した場合、すみやかに甲に通知するものとする。

<有効期間>

第7条 本契約は第1条1項に定める本契約の成立から開始し、終了は原契約と同一の日付とする。

- 2 事由の如何を問わず原契約が終了した時は、本契約も終了するものとする。

<譲渡・移転の禁止>

第8条 乙は、事前の書面による相手方の同意なしで本契約に関する権利・義務を第三者に譲渡又は移転することができない。

<本サービスの停止>

第9条 甲及び業務委託先の責によらない天災地変や動乱、火災、その他不可抗力により、本サービスを提供することが不可能に至った場合、甲は本サービスを停止または本契約を終了することができる。

<解除>

第10条 甲は、乙が次の事由に該当する場合は、催告を要することなく利用停止、本契約その他必要な是正措置を直ちにとることができる。

- (1) 本契約書の規定に違反したとき。
- (2) 利用料の支払いをその期限後1ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき。
- (4) その他乙の責めに帰すべき事由により、契約の継続が困難になったとき。

<期間内解約>

第11条 乙が第7条に定める有効期間内において、本契約のみの解約を希望する場合、乙は甲が指定する書面で解約希望日の40日前までに甲に提出するものとする。

<免責事項>

第12条 乙、利用者は天候、交通事情等により要請者の要請にかかわらず、警備会社による出動が利用できない場合、若しくは到着が遅延する場合があることを確認し、故意又は重大な過失により生じたものである場合を除き、甲、及び業務委託先はそのために生じた損害について責めを負わない。

- 2 本サービスによる警備会社の出動は、警備業法に定める機械警備業務には該当しないため、同法の適用を受けず利用者の居室に到着するまでの時間を約束するものではない。
- 3 本サービスに定める警備会社による出動は、居室における利用者の状況確認のみを目的とするものであり、不法侵入者の排除等を行うものではなく、甲及び業務委託先は乙及び利用者の生命・身体・財産その他一切の権利に対する責めを負わない。

<反社会的勢力でないことの誓約>

第13条 甲及び乙は相手方に対し、次の各号の事項を表明し保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

<個人情報の非開示>

第14条 甲は乙より提供された個人情報については、次の場合を除き本人の同意なしで第三者に公開しないものとする。また、本契約終了後も同様とする。

- (1) 甲のグループ会社及びあらかじめ甲との間で機密保持契約を締結している業務委託先等に必要な限度において開示する場合
- (2) 法的根拠に基づき要求された場合

<その他>

第15条 本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議のうえ処理解決するものとする。

<裁判管轄>

第16条 甲及び乙は、前条にかかわらず処理解決が図ることができない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上